

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第2回東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会				
開催日時	令和元年7月25日(木)午後6時～午後8時03分				
開催場所	いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 井原会長、長谷川委員、千葉委員、永田委員、加藤委員、 清水委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長、谷村子ども家庭部次長 【児童課】 吉原課長、竹内課長補佐、羽生主査、小林主事 【子ども政策課】 榎本課長、上野主査、神原主事 ●欠席者： (委員) 関職務代理				
傍聴の可否	傍聴 可能	傍聴不 可の場 合はそ の理由	/		傍聴者 数 10名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議) 4. その他 5. 閉会				
問い合わせ先	担 当：子ども家庭部児童課管理係 電 話 番 号：042-393-5111(内線3174) ファックス番号：042-394-7399				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 事務連絡 ・会議の成立の確認 ・会議資料等の確認 ・会議公開の可否の確認 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議)					

○会長

前回については、東村山市の児童館及び児童クラブ事業の現状や、現状から導き出される課題等について事務局より説明いただき、委員間において認識共有を図ったところである。本日の第2回からは、具体的な検討に進んでいくわけだが、簡単に前回の議論を振り返りながら、今後のスケジュール・見通しなどについても確認しておきたい。

本検討会では、所掌事項として、児童館・児童クラブにおける今後のあり方、運営の方向性等について、これから年度末にかけてじっくり検討していくことになるが、これまで東村山市では1施設を除き、ほとんどの施設を公設公営で運営してきた現状を踏まえて、検討するに当たっては、単純に「公営が良いのか、民営が良いのか」を選ぶということではなく、児童館・児童クラブ事業のなかで「公が対応する部分」と「公以外でも十分対応が可能である部分」について整理する旨、前回認識を共有したところである。

一方で、前回の事務局からの説明のように、令和2年4月に予定されている学校施設を活用した新たな4つの児童クラブの開設準備を進めなければならないとのことだった。この児童クラブの開設に向けては、来年4月に向けて施設整備とともに、その運営主体をどうするかについても決定する必要があるとのことであったが、この新しい児童クラブの運営主体についても本検討会の考え方を反映したものにするということで、年度の中頃までには、一年間の検討の途中段階にはなるが、その時点での方向性を踏まえて、まずこの学校施設内に整備する児童クラブについて、この会としての意見をとりまとめていくということであったかと思う。

これより本日の検討に入るが、今後の会議を効率的に進める観点から、前回第1回会議においても委員より「何が課題で、何について検討する必要があるのか、また、検討に資する基礎的な素案について、ある程度事務局で提示してもらってはどうか。」といった旨のご意見もあった。これを踏まえて事務局に本日の会議資料として、**資料1**をはじめとした基礎資料を用意してもらった。これを参考に委員の皆様と議論を深めていきたい。それではまず、事務局より資料についての説明を願いたい。

○児童課主査

～ **資料1**～**資料4**をもとに説明（20分程度）～
～ 他市の事例について**資料5・6**をもとに説明（10分程度）～
（※一部、DVD映像の上映を含む）

○会長

ただいま事務局より今後の検討の方向性のイメージについての提案や、他市の学童の運営事例等についての紹介、また、視察報告があった。

事務局の提案では、児童館と児童クラブでは、対象とする児童の層に違いがあるため、それぞれ別のアプローチで検討してはどうかとのことであった。

児童館については、事業運営を図るうえで、現時点でそれほど大きく差し迫った課題等は発生している状況ではないとのことであり、まずは児童館についてご意見をいただいたうえで、どちらかと言うと、今回や次回の会議では課題の差し迫っている児童クラブについて検討を進めていきたいと思う。

まず、児童館について、先程の事務局からのグランドデザインやイメージ図による説明を受けて、この時点で取り立てて確認しておきたいことなどあれば、お伺いした

いと思うがいかがか。

○A委員

児童館は、市内5つのエリアに1か所ずつあるのか。また、中高生を対象としているとのことであるが開館時間は何時までか。

○児童課主査

児童館については、5つのエリアに1か所ずつある。開館時間については、午前9時半から午後5時45分までであり、閉館時間は児童クラブと同じとなっている。ただし、富士見公民館と併設となっている富士見児童館については、毎週金曜日に中・高生を対象として夜間開館を行っている。

○会長

資料2を見ると、今後児童館を含めた検討を行う段階においては、アウトリーチの機能をどこが担うべきか要検討課題であると思う。アウトリーチとは基本的には待つのではなく、直接事業所に来られない方たち、サービスにつながりづらい方たちのところへ、こちらから出向いてサービスにつなげていくという役割である。仮にその役割を児童館が担うとなると、現状の体制のままでは児童館の機能がかなり拡大してしまうので、細部を検討する段階では皆様の意見を伺っていきたいと思う。

○A委員

自分の子どもがまだ小中学生の頃から、東村山には中高生の居場所がないと言われていた。富士見児童館が毎週金曜日に夜間開館をしていることは今回初めて知った。その夜間開館の利用状況はどのようなものであるか。区部では午後9時・午後10時まで開館している児童館もあり、小学生が利用した後は中高生の居場所となっているようである。また、高校生がダンスの練習をする場所として児童館の広い体育館を利用しているという話も聞く。中高生の支援体制を考えていくのであれば、児童館の開館時間・運営体制をどうするのか。10年くらい前から中高生の居場所についてどうにかならないかという声は上がっていたと思う。

○児童課主査

中高生の利用については、経年で利用人数が増えているというより、特定の利用者が高い頻度で利用する傾向にあるものと指導員からは聞いている。

○児童課長

夜間開館の対応については、富士見児童館の職員を中心に、他4館の児童館や児童クラブの職員で応援体制をとっているところである。

○B委員

例えば、1年生と5年生といった年齢の離れている兄弟で児童館に来たときに遊べるような場所がない。実際に富士見児童館に行った際に、「運動の部屋」では2学年ないしは3学年離れていると一緒に遊べないとのことだった。そのときは、たまたま、「読書の部屋」は大人がいて入れなかったとのことだった。安全面を配慮した上でのことだとは思いますが、児童館で一緒に遊べる年齢や、時間帯の制限については検討し直してほしい。児童館の中でも課題は色々とあると思う。

○会長

ただいまB委員から話があったことについては、今後継続して児童館を含めた検討を行っていく中で、併せて議論していきたいと思う。その際は、事務局にも児童館の状況について資料の準備をお願いしたい。

続いて、児童クラブがもつ機能について、[資料3-1](#)・[資料3-2](#)・[資料4](#)によって、子どもたちと直接関わるサービス以外の部分でも、様々な機能があるものと整理ができた。

今までは、市で全ての機能を担ってきたところであるが、利用者の多様化や、事業を継続かつ安定的に運営していくにあたり、これら機能に着目して、どのように公が関わる必要があるのかという点についてご意見をいただきたい。また、他市の児童クラブに関する報告についてもご質問やご意見をいただければと思う。

○B委員

現在、第2野火止児童クラブは公設民営となっているが、[資料3-2](#)のイメージ図のうち、どの部分を担っているのか。

○児童課主査

指定管理業務については、仕様書・協定書で定めているところである。そこから推察すると、「提供された育成支援サービス等の評価、検証」や、「新たな育成支援サービス等の調査、研究」について、一定市が担うものもあるのではないかと捉えている。

○会長

事業者には、「児童の放課後に必要な育成支援サービス等の提供、実践」を担っていただいていて、市では「提供された育成支援サービス等の評価、検証」、「新たな育成支援サービス等の調査、研究」を担っているということか。

○児童課主査

あくまでイメージとしてではあるが、そのように捉えている。

○A委員

児童クラブは、第三者評価を実施しているのか。

○児童課主査

指定管理者による運営となっている第2野火止児童クラブにおいては、評議会によるモニタリングを実施している。

○A委員

指定管理者制度におけるモニタリングでは、運営の部分が中心で、事業者がルールに則り、適切に施設の管理・運営を行っているかを見ることができが、「子どもの健全育成のためにどのような取り組みをしているか」、「子どもの様子はどのようなか」といったことを測るのは中々難しい。児童クラブにおいては、施設を適切に管理・運営できていればよいということばかりではないように思うので、別の評価手法も取り入れても良いのではないか。

○会長

現在、国の社会保障審議会の部会において、保育の質について検討しているところ

であり、その中でも保育の質を測るのは難しいとされている。研究者の間でも多様な意見があり、最低限の部分をどう確保するかというだけではなく、どう伸ばしていくかといったところで統一的な見解はない。評価する側の力量も求められてくると考えられる。

○児童課長

第2野火止児童クラブにおいては、モニタリングのほか、保護者・事業者・市による三者運営会議を設置しており、導入初年度であった平成30年度においては、特に定期的に開催してきたところである。

また、今年度は新たな試みとして、第2野火止児童クラブと併設の第1野火止児童クラブの合同で保護者向け懇談会を設置し、今後は事業者において定期的な開催を予定するなど、意見を交わす場は設けさせていただいている。

○会長

三者運営会議は年に何回開催したのか。

○児童課長

昨年度は導入初年度ということで、運営状況の確認の意味も含めて、数か月おきに計4回開催させていただいた。また、今年度も直近では7月初めに1回開催させていただいた。

○B委員

三者運営会議について、今後は三者いずれかより求めがある場合に開催することとなり、定期開催ではなくなると聞いているがどうか。

○児童課長

三者運営会議については、その目的に鑑み、事業が安定的に進められているかの確認や、保護者の不安の解消のため、三者での申し合わせにより、特に指定管理業務開始直後の時期について定期的に開催することとしたものであると認識している。

今年度7月に行った三者運営会議において、導入から1年が経過し、現在は運営が安定してきたというご意見を保護者からいただいたこと、また、先ほども申し上げた通り、第1野火止児童クラブと第2野火止児童クラブ合同の保護者向け懇談会が新たに設置され、事業者としても定期的に開催していきたい旨の意向が示されたことなどの状況から、今後の三者運営会議については、会の設置目的に鑑み、三者で真に必要と判断した案件を議題として実施していくことになるものと認識しているところである。

○B委員

現状、東村山市の児童クラブにおいては、庭がないような児童クラブもあると聞く。例えば、富士見児童クラブには庭がなく、校庭で遊べないと外で遊べないという状況である。また、野火止児童クラブについては、中庭はあるものの、学校の校庭は使える曜日が限定されているとのことである。遊び場はどう確保していくのか。こういったことも今後検討していくのか。また、安全・安心な遊び場は公が確保していくのか。

○会長

保育園であれば、園庭の設定があるが、近隣の公園などで代替してもよいというこ

とになっている。しかしながら、小学生数十人が公園で遊ぶというのも中央公園のような大きい公園でないと中々難しいように思う。遊び場の確保は本当に難しく、学校の校庭のようなところでないと難しい。

○A委員

公がどこまで関わるのかということが重要で、遊び場の確保について、公設公営は市がきちんとやるから市が学校とうまく調整しているが、指定管理に変わることで、指定管理者が調整することによって、今まで使うことができていた学校の校庭などが使えなくなるということはあるのか。それともあくまで、公設公営であっても公設民営であっても状況は同じということか。

○子ども家庭部次長

「公設公営」と「公設民営」の違いという話としてお聞きいただければと思うが、基本的には、施設その他の設備等を整えるのは設置者である「公」の役割になるので、「公設公営」であっても「公設民営」であっても、「公」として施設を含めて用意させていただいた上で、管理運営を指定管理者に任せるのが指定管理者制度であり、これを「公設民営」とさせていただいている。

なお、保育園の運営形態の例として、よくある「民設民営」については、場所の確保から設置まで事業者の経営努力により行っていただくものである。

○児童課長

先ほど来の遊び場の確保についてお答えすると、「公設公営」であっても「公設民営」であってもその対応の違いは無く、その点については、「公設」の施設として市が対応する部分である。

○会長

C委員から、校庭の利用や学童との関わりに関して何かあるか。

○C委員

学校の校庭利用について、学校が管理する時間帯においては学校が定めるルールを守っているが、児童クラブが管理する時間帯においては、そのルールが守られないことがある。そこは、同じ学校の校庭を使う上で配慮しなければならない部分だと思う。

○会長

それぞれの学校と児童クラブで関係性を築いてどこまで調整できるかということか。

○C委員

学校側としては、同じ学校施設を使うことになるので、やはり共通のルールを定める等の配慮が必要になる。

○D委員

学校の空き時間帯を活用した事業について、例えば、16時までは何かあった場合には学校の責任、16時以降は習い事を行っている教室の責任という形で責任の所在を分けていると聞いたことがある。例えば、子どもが放課後に木に登って落ちたとして、それが放課後の習い事の教室が始まる直前だった場合、どちらの責任となるのか

判断が難しいといった内容であった。責任の所在については難しいと思う。

16時から18時までの習い事の教室があるとして、終了した18時以降は何か起きたとしても習い事の教室の責任ではないという考えもなくはないが、全く責任がないということでもない。最終的には、家までは送れないが、途中までは一緒に行くとかここからは二人で帰るように指導するとか、保護者がお迎えにいらっしゃれば引き渡すといった対応を取る必要がある。

○会長

安心・安全な生活の場の提供については、やはり、都市化していく中で子どもの遊び場がないとか、防犯の観点からしっかりと大人の目が届く場所を設定して、子どもたちが自由に遊べるような場所をつくっていくのが、この学童クラブ事業の成り立ちだったかと思う。そういったことを含めて管理運営についてどう対応していくかは重要な課題である。

○A委員

公設公営ではなく公設民営の可能性を検討するにあたって、保護者の不安は事業者がきちんとした事業者なのか、継続して運営してもらえる事業者なのかというあたりにあるのではないかと思うと、公がどの部分を担うのかということについて考えながら、まずは事業者選定についてきちんと取り組むことが大事であるし、それ以降においても定期的なチェックを含め、市としての適切な指導や、相談支援などが必要だと思う。一方で事業者の特性を活かした取り組みを自由に行うことができるのが指定管理者制度の良いところであり、そのせめぎ合いがあるので難しいが、市の立ち位置をしっかりと定めることが大事だと思う。

○B委員

この検討会で議論が進まない具体的な話ができないというのは分かっているが、保護者が今一番不安に感じているところは、令和2年4月に新規4施設が開設されるというのに、関わりのある児童クラブの保護者に情報が入ってこないということである。

民営化に絶対反対だということではなく、今後どうなるのか、今どんな状況で検討が進んでいるのか、もう工事は進んでいるのに、ということである。

北山小学校では、もう7月上旬くらいから、工事が始まっていると聞いている。大岱小学校でも7月18日に、24日から工事が始まるというお知らせが子どもを通してあったが、それがすべての子どもに伝わっていないのではないかとの報告があった。

○会長

この検討会での議論が進まないと情報を伝えられないというのは重々承知の上であるが、現在の周知状況はどのようなようであるか。

○児童課長

ご案内については本年4月の段階で、今後整備工事が始まることなどについて、学校を通じて文書を配付させていただいている。

○B委員

それは各小学校の全家庭へ配られているということか。

○児童課長

該当する4つの小学校に対して市より通知させていただき、学校を通じて配付などの周知対応をお願いしたところである。

○B委員

手紙だと子どもが持ち帰ってこないこともあるため、保護者への周知状況がまちまちになってしまうと感じるところはある。

○児童課長

この間も市議会の会議などにおいても検討の状況をご報告申し上げるなどの対応は適宜させていただいているところであるが、本検討会で決定いただいたことなどを踏まえて、今後、学校や保護者の皆様などにもしかるべきタイミングでお伝えすべきことはお伝えしていきたいと思う。引き続き本会議の目的を達していくためのご議論をお願いしたい。

○会長

お伝えできる情報については可能な限りお伝えして、そこで不安が生じないように対応していただければと思う。

○B委員

参考資料⑥の「ガイドライン」は、かつて学保連と学童の保護者と市が携わり、策定されたものであり、基本的にはこちらに沿って運営していただいているので、現在の事業内容が大きく変わってしまうという心配はあまりないのではないかと。今回新たに設置する児童クラブにおいても、保護者の願いとしてはガイドラインに沿った形にさせていただきたいと思っているし、大きな心配はしていないが、保護者個人で思いは様々であると思う。

ガイドラインについては、保護者に浸透しきれていないところもあるが、ガイドラインがあることで指導員と保護者が一緒になって協力して運営していくのが東村山の学童であり、今後もそのように進めていってほしい。

○児童課主査

第2野火止児童クラブへの指定管理者制度の導入時の仕様書等については、学保連の代表者にもご参加いただいた中で一緒に作り上げたものである。

○会長

これまでの経緯なども踏まえて検討を進めていく訳ではあるが、この検討会では細部までを詰めるというよりも、会の目的に照らし、運営の大きな方向性をどうしていくかという点に議論を集中させ、その後必要な細部の検討へと移った方が議論の生産性があると考えている。

民営化と言っても色々な流れがあり、コストに着目する民営化もあれば、他の点に着目した議論もある。私としては後者の方に期待しており、市民の参画や、当事者がどのようにコントロールしていくかというところで市民または民間の可能性があると考えている。公が運営する場合には、公がどこを担うのか、研修のあり方・設定の仕方、ハコの作り方などを含めて検討していければと私としては考えている。

○A委員

保育園の場合は、小規模保育施設も含めて今は半分以上が民設民営で、公立保育園もエリアごとに一園ずつあって、保育園は住んでいる場所や通勤に利用する駅などとの動線の問題、また、希望通りの園に入れるかどうかなどの問題はあっても、それでも保護者が園を幅広く選択することができる。

しかし、学童の場合は、基本的にはその小学校の区域内の学童に通うことになる。例えば、萩山小学校に通っているが、北山小学校の学童が楽しそうだからそちらに通うというようなことができるのか。

○会長

現実的な距離の問題として通うことが難しい面もある。

○A委員

そうなると、やはり自分が通う小学校の学童に通うことになり、基本的には選択の余地がない訳であり、その点が保育園と違う部分である。

そうすると、「公設公営」と「公設民営」が併存している第一・第二野火止児童クラブのような施設では保護者は何を基準に選ぶのか。ここでどこまでが公の役割なのかという話に戻るが、指定管理者制度には自由度があると思うし、すべてを公に指示されてしまうのであれば、事業者が手を挙げたくなくなるのも仕方ないと思ってしまう。

他の市の状況を見ると、公営と民営が半々くらいでやっていたりするところもある。今回の新規4施設は、もう既に公設公営の児童クラブが存在していて、隣に公設民営の児童クラブを新たに作ろうという話なのか。それとも場所が異なるのか。

○B委員

回田小学校には、学校内に既に第2回田児童クラブがあるため、学校内に児童クラブが一つ増える形になる。他の3か所については、児童館の中に育成室が入っている学区であるため、小学校の中に新たに整備される形となるはずである。

○A委員

クラブが隣り合っていると、隣ではどんな事やっているのか気になるかもしれないが、場所が異なるというのであれば、やっていることが全然違っていいのではないかと思う面もある。

○B委員

そういったことも踏まえると、どのような形が良いのか検討する必要がある。

○会長

資料3-2について、色々と議論があったが、やはり保護者や子どもの意見をどこまで運営に活かせるかということが、一つ重要なところであり、その手段が利用者アンケートだけであると厳しい。

私も保護者として保育所と関わっていて、保育士さんと話したりする風通しの良い関係がある。だからこそ、任せられるということである。関係性の中でどのように運営していくか、子どもたちの状況を踏まえて専門的な判断でプログラムを作っていく。それは、週案であったり、月案であったり、あるいはその日臨機応変に変えていくことが指導員に求められる。そのあたりは、やはり研修によるスキルアップをお願いしたいところである。

できれば、私の願望としては、事例検討はしてほしい。公営であっても民営であつ

てもどこがやっても、自らが受け持つ現場ではこういう課題があって、こういう支援を行った、というような事例を共有する。そのことによって各事業所のそれぞれのスキルを上げていく。

先ほどA委員がおっしゃっていた、ある種の協力関係をどのように築いていくか。オープンにしながらか協力していくという関係がそれなりに求められる。現状の事例検討の取り組みはどうなっているか。

○児童課主査

月に1回月例であるが現場職員の全体会議という、25クラブが揃って行う会議がある。その中でワークショップのような形でテーマを見つけて研究して発表するという勉強会を行う取り組みを行っているところである。

○A委員

その会議には、第2野火止児童クラブの民営の指導員も出席しているのか。

○児童課主査

指定管理を開始した平成30年度当初より第2野火止児童クラブの職員も出席している。

○E委員

学校に整備する新規4施設について、工事がもう始まっているところもあるとのことだが、これらについては、私としては公設民営では難しい面があるのではないかと思うが、事務局ではどう考えているのか。

具体的にいうと、第2回田児童クラブは、現在は公設公営でやっていて、先ほどの話にもあったが、学校の中でも時間によって入ったり通ってはいけなところがあったり、トイレに行く際も職員が1人付いて行かなければならないなど職員の対応が大変だと聞いている。

公設公営であれば、様々に発生した課題へ対処する際も、継続的に申し送りができる話が進むところ、公設民営だと一度市に戻してから調整してもらう形だとすると、中々難しいのではないかと思っている。

○会長

実際に指定管理業務が開始されてからの仕様変更への対応というような主旨と思うが、先ほど子ども家庭部次長より、ハコ物については公設施設として市がしっかり担うという説明であったと思うがいかがか。

○子ども家庭部次長

会長のおっしゃられた通り、市が設置主体として責任をもって、この間様々な調整を学校側としてきたところである。

公営か民営かについては、今後の本検討会において一定のご意見をいただくところであるが、ただいまE委員がおっしゃられたような理由で、公営なら対応ができて民営だと対応できないというようなことの無いよう、いかような事態にも対応できるよう準備を進めていきたいと考えている。

○会長

仮定として、民営として動き始めたとして、仕様変更にも対応できるということか。

○子ども家庭部次長

先ほどの出入り口の問題など、これはおそらく公設公営であっても公設民営であっても、そのことに関わりなく、例えば、夏休み期間の出入り口をどうするか、昇降口など児童クラブの登所時、降所時の動線をどうするかなどのことについては、詳細な協議を学校と可能な限り丁寧にさせていただき対応するということである。

○会長

開設時間については、第2野火止児童クラブにおいては時間が少し長いという状況であるが、開設日について事業者が決められるのか。土曜日については開所しないといった判断をすることが可能なのか。

○子ども家庭部次長

繰り返しになるが、設置は「公」ということが前提であり、設置者の責任として様々なご心配に対応できるように進めさせていただいているところである。

○A委員

公設民営の場合、ハコの準備や学校との協議などは市が行い、実際の運営を民間事業者が担うということで良いか。また、公設というのは確定しているのか。

○子ども家庭部次長

委員のおっしゃる通りであり、現在整備を進めている新規施設は公設である。

○A委員

今後の話として、民設民営はあり得るのか。

○子ども家庭部次長

民設民営については、おそらく保育園をイメージされてのご発言と思う。技術的には不可能ではないが、そうなるとやはり保育園のような認可制で保育の質を担保していくであるとか、様々な要件審査を行政で行う仕組みづくりも必要になることから、現実的には設置については「公」として責任を持ってやらせていただくというのがスタンダードなやり方なのではないかと思う。

○会長

資料6をみると、民設民営はわずか2%程度である。この資料を見る限りでは、公設公営と公設民営ではわずかに公設民営が多い形となっており、民設民営は限りなく少ない。

○A委員

民設民営は、初期投資に係る費用などの面からも大変だと思う。

○会長

資料3・**資料4**に戻っていただくと、どこの部分を公が担うかということについて、**資料4**には児童クラブの機能について羅列されており、研修などは公が担う場合もあれば、民が担う場合もある。また、施設管理については公が担う部分と実際の現場の管理者が担うところがあると思う。

学校や地域等との連携についても、先ほど上映したDVDによれば、事業者が積極的に行っていたが、行政が窓口となって学校などと調整をしていただく場面もあると思われる。子どもの対応で困った場合、実際には学校と連携しなければうまくいかない場合も多いため、運営している事業者に委ねるしかないが、フレームは公にしっかり作り作ってもらっておくという必要はある。

○B委員

今回整備する4か所の小学校のうち、放課後子ども教室をやっている学校はどこか。また、放課後子ども教室は別の教室を使っているのか。

○C委員

現状で申し上げると、秋津小学校では、お昼時はランチルームとして使用しているが、その後の時間はこのランチルームを活用して放課後子ども教室を実施している。また、大岱小学校では、通常の教室を活用して放課後子ども教室を実施している。

○B委員

大岱小学校に整備される児童クラブと放課後子ども教室との位置関係は。

○児童課課長補佐

隣接してはいないが、同じ1階フロアとなる予定である。

○会長

私から一つ確認させていただきたいのだが、**資料4**に基づくと、配慮が必要な児童や、障害がある児童への対応については、実際に運営している事業者にお願いするし、必要に応じて、**資料2**にもあるようなネットワークを活用して、巡回相談などを含めて行政にバックアップしていただくことになるかと思う。民営になることによって、こうした対応が変わってしまうことはあるのか。

○児童課主査

行政のバックアップについては、エリアにおけるネットワーク等を活用しながら行っているところであり、例えば、子ども家庭支援センターでは配慮の必要な子どもへの対応など、専門機関と連携しながら対応しているところである。民営になることにより、特段事業者に対しての対応が変わるといようなことは無いものと考えている。

○子ども家庭部次長

この間の議論をお伺いして少し補足させていただくと、「こういった場合には、こういったことができるのか、できないのか。」といったご意見・ご質問というより、「こういった部分については、行政が責任をもってグリップしていただきたい。」というようなご意見をいただければありがたい。

○会長

そろそろ予定された時間が近づいているが、次回も継続審議という形によろしいか。抽象的なご意見等も出ているので中々まとまりづらい面もあるが、公が担うところはしっかりと担うという最低限の仕事をどの範囲でやっていくかについて、次回も児童クラブを中心に、継続してご意見を伺いながら、まとめていきたいと思う。

○A委員

抽象的な話が続いても、話がばらけてしまうし、先に進まない感じがあるので、具体的な意見を委員から出していくために、例えば、「公設公営のこういうところは良いよね」、「必要だよね」とか「公設民営だとこういうところは良いよね」とか、場合によっては、「不安だよね」というようなやり取りをした方が良いと思っている。

事務局からこうしたような点について、資料として具体的に提示していただいて、それについてそれぞれの委員が、疑問に思うことや意見を述べるというやり方の方が話は進んでいくのではないかと思う。

○会長

例えば、この資料4を具体化して事務局に次回の資料として準備してもらい、それに基づいて「この機能は最低限、公で担保すべきだ。」といったようなやり取りで議論を進めてはどうかと思う。

○児童課長

ただいまA委員と会長からもご要請いただいたので、本日いただいたご意見等を取り入れながら、資料4をもとに次回会議に向けて具体的な内容を資料としてご提示する形で進めさせていただければと思う。

○E委員

資料を早めにいただくことは可能か。会議の場でご説明を受けて意見を述べるというよりは、事前に目を通して、ある程度自分の意見をまとめておきたいという想いがある。

○会長

全ての資料とは言わないが、主要な資料だけでも提示し、日程調整等と併せて可能な限り対応できるよう検討したい。

○児童課長

先ほどA委員から、抽象的な議論であったというお話もあったが、先ほども申し上げた通り、どの部分を公が担うとより良いのか、場合によっては、公以外でも担うことが十分可能なかどうか、といった視点でご議論いただくと本検討会の目的にも合致するのではないかと思われるので、次回会議に向け参考にしていただければと思う。

○会長

それでは、次回に向け、事務局には資料づくり等対応をお願いしたい。

4. その他

5. 閉会